

議事日程（第7号）

平成24年3月30日（金）午後1時開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

1 番 村上源吉君	2 番 高橋道弘君	3 番 高橋真一郎君
4 番 嶋原利光君	5 番 高橋道也君	6 番 菅野清一君
7 番 菅野意美子君	8 番 菅野正彦君	9 番 黒沢敏雄君
10 番 佐藤喜三郎君	11 番 五十嵐謙吉君	12 番 高野善兵衛君
13 番 石河清君	14 番 遠藤宗弘君	15 番 齋藤博美君
16 番 新関善三君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古川道郎君	副 町 長	永田嗣昭君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢井一雄君
原子力災害対策課長	沢口進君	産業課長	佐藤賢助君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
教育次長兼こども教育課長	仲江泰宏君	生涯学習課長	松本康弘君
総務課長補佐	大内彰君	監査委員	齋藤庸夫君

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書記 橋本文雄

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

請願・陳情の審査結果報告

議案第16号 平成24年度川俣町一般会計予算（討論・採決）

議案第17号 平成24年度川俣町国民健康保険特別会計予算（討論・採決）

議案第18号 平成24年度川俣町介護保険特別会計予算（討論・採決）

議案第19号 平成24年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算（討論・採決）

議案第20号 平成24年度川俣町水道事業会計予算（討論・採決）

議案第21号 平成24年度川俣町簡易水道事業特別会計予算（討論・採決）

議案第22号 平成24年度川俣町奨学資金特別会計予算（討論・採決）

- 議案第 23 号 平成 24 年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算（討論・採決）
議案第 24 号 平成 24 年度川俣町小島財産区特別会計予算（討論・採決）
議案第 25 号 平成 24 年度川俣町飯坂財産区特別会計予算（討論・採決）
議案第 26 号 平成 24 年度川俣町大綱木財産区特別会計予算（討論・採決）
議案第 27 号 平成 24 年度川俣町小綱木財産区特別会計予算（討論・採決）
議案第 28 号 平成 24 年度川俣町山木屋財産区特別会計予算（討論・採決）

追加日程

- 発議第 9 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
発議第 10 号 福島県における脱原発の実現と住民の命と健康を守り、補償の実現、
安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取組みを求める意見書
発議第 11 号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の
充実を求める意見書
発議第 12 号 原発事故と福島県にかかわる特別法についての意見書
発議第 13 号 農林水産物の栽培・管理・流通を国が責任を持って管理することを求
める意見書
発議第 14 号 東京電力福島第一原子力発電所事故による避難区域見直し及び除染に
関する意見書
発議第 15 号 東京電力第一原子力発電所事故被災者救済に関する意見書
議報告第 2 号 議員研修会等の報告について

◎開議の宣告

○議長（新関善三君） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午後4時50分）

○議長（新関善三君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において1番議員 村上源吉君、2番議員 高橋道弘君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここでおはかりいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、延長することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで暫時休議いたします。

（午後4時50分）

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後5時23分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第2，請願・陳情等の審査結果について、委員長の報告を求めます。

最初に、総務文教委員長、報告願います。8番 菅野正彦君。

○総務文教常任委員長（菅野正彦君） 請願の審査結果を朗読をもって報告いたします。

本委員会に付託された請願は、3月13日、審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
2	消火栓増設請願書	採 択	補助金交付見直しを図ること。

陳情の結果を同じく朗読をもって報告いたします。

本委員会に付託された陳情は、3月19日、審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
1	福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める陳情書	採 択	意見書提出
3	東京電力福島第一原子力発電所の事故後の対策に対する陳情書	採 択	
4	防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める陳情書	採 択	意見書提出

以上です。

○議長（新関善三君） 請願第2号「消火栓増設請願書」を採決いたします。

本案について、総務文教常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 陳情第1号「福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める陳情書」を採決いたします。

本案について、総務文教常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 陳情第3号「東京電力福島第一原子力発電所の事故後の対策に対する陳情書」を採決いたします。

本案について、総務文教常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 陳情第4号「防災対策など住民の安心・安全を支える行政サー

ビスの体制・機能の充実を求める陳情書」を採決いたします。

本案について、総務文教常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) 次に、産業建設常任委員長より報告願います。黒沢敏雄君

○産業建設常任委員長(黒沢敏雄君) 私からは、産業建設常任委員会に付託された請願の審査結果を発表いたします。

本委員会に付託された請願は、3月19日、審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
1	町道の認定に関する請願書	採 択	
3	町道認定と整備についての請願書	採 択	
4	町道天神下・向香田線の舗装改良に関する請願書	採 択	
5	町道認定及び整備に関する請願書 (羽田仲ノ内地内)	採 択	
6	小松川の整備改修に関する請願書	採 択	
8	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について	採 択	意見書提出

以上であります。

○議長(新関善三君) 請願第1号「町道の認定に関する請願書」を採決いたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) 請願第3号「町道認定と整備についての請願書」を採決いたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 請願第4号「町道天神下・向香田線の舗装改良に関する請願書」を採決いたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、請願第4号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 請願第5号「町道認定及び整備に関する請願書（羽田仲ノ内地内）」を採決いたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、請願第5号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 請願第6号「小松川の整備改修に関する請願書」を採決いたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、請願第6号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 請願第8号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について」を採決いたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、請願第8号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 次に、厚生常任委員長報告願います。5番 高橋道也君。

○厚生常任委員長（高橋道也君） 私からは、厚生常任委員会に付託された請願結果について、報告します。

本委員会に付託された請願は、３月１３日、審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則９４条第１項の規定により報告する。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
7	障がい者施設合併事業に関する請願書	採 択	

引き続き、本委員会に付託された陳情の審査結果を報告します。

本委員会に付託された陳情は、３月１３日、審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第９４条第１項の規定により、報告する。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
2	放射線から子どもたちを守る陳情書	趣旨採択	

以上です。

○議長（新関善三君） 請願第７号「障がい者施設合併事業に関する請願書」を採決いたします。

本案について、厚生常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、請願第７号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 陳情第２号「放射線から子どもたちを守る陳情書」を採決いたします。

本案について、厚生常任委員長の報告は趣旨採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（新関善三君） １４番 遠藤宗弘君。

○１４番（遠藤宗弘君） この陳情は、趣旨採択ということになっているわけですが、なぜ趣旨採択ということに委員会の審議でなったのか、委員長にお聞きしたいと思います。

○議長（新関善三君） ５番 高橋道也議員。

○厚生常任委員長（高橋道也君） 本委員会に付託された陳情書のなぜ趣旨採択になったかということなんですけども、陳情の趣旨というか件名は４点ありました。その中で、１点目が、空き工場とかを利用して、子どもたちの遊びのスペースを造ることを目的として出されました。

２点目が、アメリカに山木屋太鼓が招待されることから、それに町の子どもたち

を派遣したらどうかという意味でございました。

それで、あと３点目が、ローテーション保養をやること。

あと４点目が、川俣町がセシウムによる汚染が３０万ベクレルは、チェルノブイリでは移住権利ゾーンですと。ですから、避難させてくださいという意見でありました。それで、厚生委員会で審査した結果、１番と３番は合うでしょうと。ただ、２番と３番の事柄は、２番の場合は、山木屋太鼓の派遣に間に合わない。どうやっても間に合わない。あと３番目は、あつ４番目ですか、汚染が３０万ベクレルという数字は、我々の町にはそぐわないということで、趣旨は分かるということで、趣旨採択ということになりました。以上です。

○議長（新関善三君） それでは、本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第２号は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 次に、日程第３、平成２４年度各会計当初予算審査結果について、予算審査特別委員長の報告を求めます。局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙報告書を朗読する。

○議長（新関善三君） それでは、予算審査特別委員会委員長より審査結果について報告を願います。１５番 齋藤博美君。

○１５番（齋藤博美君） 平成２４年度川俣町各会計予算審査特別委員会審査報告をします。

平成２４年度川俣町各会計予算１３件につき、各課単位で審査を行ったが、様々な課題や検討事項が委員から指摘された予算書の訂正請求、資料の提出要求により、審査が中断したり、後日に延期したこともあり、日程を変更しての開催となったが、各課ごとの主な審査概要は、次のとおりである。

総務課、行政区長及び連絡員報償費についての予算計上のあり方や災害情報紙配付などの負担を考慮した増額、また、除染業務の負担などによる自治組織助成事業の助成金均等割分について、上額すべきと求めた。

企画財政課、新年度予算編成にあたって、財政状況の分析やそれに伴う編成方針に問題があったことや、復興計画に基づく事業が２４年度予算に計上されていないなど、調整されていない箇所があった。

町民税務課、倒壊家屋解体工事の執行計画の明確化と速やかな執行を求めたほか、町民税等の徴収にあたっては、東電からの賠償金を差し押さえることのないように求めた。

保健福祉課、光風園の民営化による成果の把握が十分されていないほか、介護の給付と障がい者の給付の周知方法が不十分であること。県内で１８歳未満の医療費

無料化に伴う、町の財政の軽減見込みがされていないことなどの課題があった。

産業課、予算編成にあたって、現状認識がないまま、例年どおりの予算編成が見受けられた。また、農地除染については、十分な計画を設定しないまま予算を提出しており、今後の執行にあたっては、町民の混乱が危惧されるところである。これらの対応については、今後、現状把握と積算根拠の確認、そして、広く意見を求める姿勢が必要であると思われる。

建設水道課、低所得者向けの町営住宅の確保や道路改良工事にあたって、以前からの課題や要望を十分に認識したうえで、計画の策定と予算編成が望まれる。また、浄水場の仮眠室工事にあたっては、施設の意義を十分認識し、現実と乖離した予算執行とならないために、慎重な対応と産業建設常任委員会への事前協議を求めるものである。

子ども教育課、多くの臨時職員や委託職員を抱え、人件費、委託料に統一性が見えにくく、早急な検討を求めるものである。また、放射線に対して不安を抱える保護者が多く、誠意を持った対応を求めるものである。

生涯学習課、他県の自治体との交流事業に取り組む際は、事業の意義と参加者に無理のない日程で取り組み、大きな成果が上がるように慎重な立案を求めるものである。

原子力災害対策課、除染作業を進めるにあたり、現在の新年度人員体制で計画どおりの執行と事業量に対し、作業を行う事業者の確保ができるかについての疑問が残る。除染にあたって、屋根瓦などの補償についての明確さが足りず、個人負担を伴う補償については、東電に請求するように働きかけるべきである。更に、除染作業にあたって、明確な目標を持つことと仮置き場の設置を最優先に対応することが望まれる。いまだかつてない事業内容と事業量に取り組むことになるので、十分な職員態勢で入念な計画の下、複数年度を視野に入れ、取り組むことが望まれる。

会計室、適正に予算を執行することを望むものである。

議会事務局、町民への情報公開の観点から議会中継システムは必要なものであり、今後の対応を求める。また、事務局の人員体制についても、充実を求めるものである。

以上を踏まえ、町当局においては、予算審査特別委員会からの意見を真摯に受け、予算の訂正をされたことは評価できる。更に、今後は、東日本大震災及び原発事故の復旧、復興に向けた町民の負託にこたえるため、必要に応じて補正予算などにより対応され、様々な課題について、当局においては積極的な執行を求めるものである。しかし、農林水産費の農業費に計上されている農地等除染対策関係の委託料については、農業委員会の中において、各委員から様々な質疑などが出されたところであるが、事業の実施方法等、具体的な内容において、明確になっていない部分があり、このままの状態での執行では、非常に困難な状況にあると考える。しかしながら、一方では、農地の除染については早急に対応をせざるを得ない段階にあり、速やかに業務内容を確定し、実施していくことが求められている。こうしたことを踏まえ、当該業務の執行については、当局においては早急に関係団体等と調整のう

え、業務内容を確定させ、産業建設常任委員会と協議したうえで、執行することを付して、採決すべきものとする。

平成24年3月30日

平成24年度川俣町各会計予算審査特別委員会

それでは、各会計の審査の結果を申し上げます。

議案第16号、平成24年度川俣町一般会計予算は、採択すべきと決定しました。

議案第16号、平成24年度川俣町一般会計予算は、採択すべきと決定しました。

議案第17号、平成24年度川俣町国民健康保険特別会計予算は、採択すべきと決定しました。

議案第18号、平成24年度川俣町介護保険特別会計予算は、採択すべきと決定しました。

議案第19号、平成24年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算は、採択すべきと決定しました。

議案第20号、平成24年度川俣町水道事業会計予算は、採択すべきと決定しました。

議案第21号、平成24年度川俣町簡易水道事業特別会計予算は、採択すべきと決定しました。

議案第22号、平成24年度川俣町奨学資金特別会計予算は、採択すべきと決定しました。

議案第23号、平成24年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算は、採択すべきと決定しました。

議案第24号、平成24年度川俣町小島財産区特別会計予算は、採択すべきと決定しました。

議案第25号、平成24年度川俣町飯坂財産区特別会計予算は、採択すべきと決定しました。

議案第26号、平成24年度川俣町大綱木財産区特別会計予算は、採択すべきと決定しました。

議案第27号、平成24年度川俣町小綱木財産区特別会計予算は、採択すべきと決定しました。

議案第28号、平成24年度川俣町山木屋財産区特別会計予算は、採択すべきものと決定しました。以上であります。

○議長（新関善三君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第4、議案第16号「平成24年度川俣町一般会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第5，議案第17号「平成24年度川俣町国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第6，議案第18号「平成24年度川俣町介護保険特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第7，議案第19号「平成24年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第 8，議案第 20 号「平成 24 年度川俣町水道事業会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第 9，議案第 21 号「平成 24 年度川俣町簡易水道事業特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第 10，議案第 22 号「平成 24 年度川俣町奨学資金特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第 11，議案第 23 号「平成 24 年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第１２，議案第２４号「平成２４年度川俣町小島財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第１３，議案第２５号「平成２４年度川俣町飯坂財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第１４，議案第２６号「平成２４年度川俣町大綱木財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第15，議案第27号「平成24年度川俣町小綱木財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第16，議案第28号「平成24年度川俣町山木屋財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 続きまして、議事日程の追加についておはかりいたします。

発議7件、議報告1件を本日の日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

したがって、発議7件、議報告1件を本日の日程に追加することに決定いたしました。(資料配付)

資料の配付漏れはございませんか。

(「なし」という声あり)

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 追加日程第1，発議第9号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書」を議題といたします。

局長朗読。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（新関善三君） 提出者の説明を求めます。

9 番 黒沢敏雄君。

○9 番（黒沢敏雄君） 朗読をもって説明に代えます。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に、各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

この最低賃金の引き上げについては、2010年6月、政労使の代表からなる「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として「できるだけ早い時期に最低賃金800円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」ことで合意された。

しかし、現在の福島県最低賃金は、時間額で658円となっており、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低額と大きく乖離しているとともに、その水準は全国順位で31位と低位にあり、県内勤労者の賃金水準や経済実態などと比較しても極めて低いものとなっている。

最低賃金の引き上げは、働く者のセーフティネット機能を高めるとともに、労働意欲の向上、ひいては企業の業績向上へも寄与することにつながり、併せて、福島県の復興・再生という観点から見た場合においても、県内の労働力の確保や労働人口の県外流出防止のために非常に重要なことである。

よって、本町議会は福島県の一層の進展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関する、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 福島県の最低賃金を「雇用戦略対話」における政労使合意内容に沿った引き上げを図ること。
- 2 一般労働者の賃金引上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い、発行日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月30日

内閣総理大臣 野田佳彦 様

厚生労働大臣 小宮山洋子 様

厚生労働省福島労働局長 絹谷国雄 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上であります。

○議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから、発議第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 追加日程第2，発議第10号「福島県における脱原発の実現と住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める意見書」を議題といたします。

局長朗読。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（新関善三君） 提出者の説明を求めます。

菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） 朗読をもって説明に代えさせていただきます。

福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、賠償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、福島県全体が極めて大きな打撃を受け、県民の精神的、経済的損害は計り知れない状況にあります。

放射能汚染問題は除染後の放射性廃棄物の処理の問題も含め、一層深刻さを増すと共に、一万人を越える子供たちが県外に転出するなど、県民の将来への不安と閉塞感は極限状態に達しています。

つきましては、原発事故そのものの一日も早い完全収束と、子供を含む県民の命と健康をまもり、住民の全生活面における完全賠償等、安心して暮らせる郷土を取り戻すために、政府において次の処置を取られるよう強く要望いたします。

- 1 速やかに事故の完全収束を図ると共に、県内すべての原子力発電所の廃炉を実現すること。
- 2 福島県を再生可能エネルギーの研究・開発・生産の拠点とするための施策を推進すること。
- 3 全県民に「手帳」を交付し、将来にわたって定期的な検診を無償で行う施策を行うこと。また子供の医療費の他、放射能との関連が疑われるすべての疾病の医療費の無料化を行うこと。
- 4 事故の収束に当たっている原子力発電所の作業員の健康管理に万全を期するとともに労働環境を改善すること。
- 5 避難者の住宅・職場（雇用）・健康・子供の教育等々、全生活を賠償すること。

住宅・農地・海洋・会社工場・教育施設等の放射線除去に全力を注ぎ住民が1日も早く戻れるようにすること。

- 6 風評被害を含めて深刻な被害を受け、存亡の危機に立たされている、県内農林漁業、商工業、製造業、観光業をはじめとする、全ての被害を賠償し生活を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月30日

内閣総理大臣 野田佳彦 様
総務大臣 川端達夫 様
財務大臣 安住 淳 様
厚生労働大臣 小宮山洋子 様
農林水産大臣 鹿野道彦 様
経済産業大臣 枝野幸男 様
文部科学大臣 平野博文 様
原発事故の収束及び
再発防止担当大臣 細野豪志 様
復興大臣 平野達夫 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

- 議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

- 議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

- 議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから、発議第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

- 議長（新関善三君） 追加日程第3，発議第11号「防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書」を議題といたします。

局長朗読。

- 議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

- 議長（新関善三君） 提出者の説明を求めます。

菅野正彦君。

- 8番（菅野正彦君） 朗読をもって説明をいたします。

防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書

昨年３月１１日に発生した巨大地震と大津波、原発事故は、あまりにも多くの犠牲者と避難者を生み、地震発生から１年が過ぎている今も、その傷跡や悲しみは消えることなく、現在も多くの人々が将来への展望を見いだせないまま、過酷な避難生活を余儀なくされている。そうした中、国や地方自治体の職員は自らも被災し親族を亡くした方々も大地震発生直後から懸命の救援活動にあたり、燃料確保や様々なインフラの復旧、物流の復活、医療活動などを通じて被災者の生命を支えている。

今回の大地震でも、阪神淡路大震災、中越地震、岩手宮城内陸地震、数々の豪雨同様、国、自治体が平時や緊急時において、それぞれが果たすべき責任と役割について適切に分担されることの重要性が明らかになったところである。

しかしながら、政府は今の通常国会において、国の出先機関を原則廃止し、今後結成されるという広域地方組織に移譲するという法律を提出しようとしており、併せて住民の安全・安心を守るために頑張っている全国の市町村に対し、広域地方組織に移譲した場合の財源問題や危機管理対応について、一遍の説明や意見を求めることもなく提出しようとしていることは、極めて重大であると言わざるを得ない。

国の出先機関の廃止は、地域において国が果たすべき責任と役割を後退させ、復興対策を強力に推進するうえでも、否定的な影響をもたらすものである。

よって、本町議会は国民の安全・安心な暮らしを実現するため、次の二点について強く要望する。

記

- 1 防災対策など住民の安心・安全を確保するために、必要な国の出先機関・独立行政法人の体制・機能の充実を図ること。
- 2 国土交通省各出先機関をはじめ、国の出先機関の廃止又は地方移譲については、拙速に結論を出すことを避け、震災復興にあたること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２４年３月３０日

内閣総理大臣 野田佳彦 様

国土交通大臣 前田武志 様

福島県知事 佐藤雄平 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから、発議第 11 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 追加日程第 4，発議第 12 号「原発事故と福島県にかかわる特別法についての意見書」を議題といたします。

局長朗読。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（新関善三君） 提出者の説明を求めます。

菅野正彦君。

○8 番（菅野正彦君） 朗読をもって説明に代えさせていただきます。

原発事故と福島県にかかわる特別法についての意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故からおよそ 1 年が経つものの、福島県民は「フクシマ」というだけで、暮らし、仕事、営業などの経済的側面と、放射能に対する不安など精神的側面の両面で大変な矛盾と困難を今もって突きつけられている。

原発事故の責任は、原子力政策を推し進めてきた国と東京電力にあって、福島県民の責任ではないことは明白である。従って原発事故に起因するすべての損失は、国の責任のもと速やかに、かつ無条件に回復されなければならない。

また、これまでの日本の関連法体系は、国際原子力事象評価尺度（INES）の「レベル 7」という史上最悪の原発事故を想定したものになっておらず、現行法体系のもとでは十分に対応しきれないことが日々発生しており、原発事故被害者となった県民の暮らしを守るうえで特別の法律が必要なことは、これまでも福島県が国に求めてきたように当然のことである。

よって国において、福島県に対するあるいは原発事故に関する特別の法律をつくるにあたっては、以下の点が盛り込まれた法律とすること。

- 1 原発事故にかかわる、精神的賠償を含むあらゆる賠償が、速やかに、もれなく全面的に実施されることが国の責務であると明記すること。原発事故賠償を単純な民間同士の賠償・紛争としないこと。
- 2 賠償については、全 200 万県民が被害者であるとの考えに立ち、県民を分断するような線引きをおこなわないよう明記すること。
- 3 除染や検査、避難生活、教育など、原発事故に起因する県民のくらしの困難にかかわって、必要な対応と財源に国が責任を持つことを明記すること。
財源について県民個人や自治体の責任としないこと。
- 4 原発事故の責任が、原子力政策を推し進めてきた国にあることを明記するとともに、県と県議会が求めている「県内全原発の廃炉」を明記すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月30日

衆議院議長 横路孝弘 様
参議院議長 平田健二 様
内閣総理大臣 野田佳彦 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから、発議第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 追加日程第5、発議第13号「農林水産物の栽培・管理・流通を国が責任を持って管理することを求める意見書」を議題といたします。

局長朗読。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（新関善三君） 提出者の説明を求めます。

黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） 朗読をもって説明に代えます。

農林水産物の栽培・管理・流通を国が責任を持って管理することを求める意見書
農林水産省は「24年産稲の作付に関する方針」を出した。

これは、関係する市町村の「作付要望」を逆手にとって、県・市町村・生産者に栽培・管理・流通の責任を押し付けるもので容認できるものではない。

この「作付方針」は原発事故を発生させた国の責任を放棄することである。

国は、放射性物質も拡散の責任をとり、汚染地域における放射能物質の農林水産物への移行に関して調査研究をするため栽培・管理・流通に全責任を負うべきである。

全袋検査の方針が示されているが、これは生産者・集荷業者に多大な負担を負わせることになる。さらに、作ってみないとわからないでは、生産者も消費者も安心することはできない。

よって、福島県の農林水産物の安全・安心を確実にものにするため、国においては、次の事項について早急に措置されるよう強く要望する。

- 1 すべての農林水産物の栽培・管理・流通にあたっては国が全責任を負うこと。
- 2 水稻の栽培にあたっては、23年度調査で100ベクレルを超えた地域の水田を「実証圃場」に指定し、放射性物質の作物への移行の解明をすすめること。
- 3 国は米の主食以外への用途活用の推進をはかること。
- 4 福島県産の農林水産物は、国が責任をもって全量を買上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月30日

衆議院議長 横路孝弘 様
参議院議長 平田健二 様
内閣総理大臣 野田佳彦 様
農林水産大臣 鹿野道彦 様
厚生労働大臣 小宮山洋子 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上であります。

○議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから、発議第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 追加日程第6，発議第14号「東京電力福島第一原子力発電所事故による避難区域見直し及び除染に関する意見書」を議題といたします。

局長朗読。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（新関善三君） 提出者の説明を求めます。

8番 菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） 朗読をもって説明を申し上げます。

東京電力福島第一原子力発電所事故による避難区域見直し及び除染に関する意見書

東電福島第一原子力発電所の爆発事故から1年が経過したが、昨年12月の事故収束宣言後も4号機の燃料貯蔵プールの漏水、2号機の温度計の故障、度々繰り返される汚染水漏れなど、現場はおよそ収束とはかけ離れた状況にある。大量の放射

性物質の飛散により、わが川俣町の自然環境・生活環境は汚染され先の見えない苦しい避難生活が続いている。大量に降り積もった放射線量は、国の法律「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた、年間1 mSvをはるかに超え、「電離放射線防止規則」で定められた放射線管理区域とされる年間5.2 mSvを超えて最高値44 mSv、低いところでも10 mSvという高い数値が発表された。

このように高濃度放射性物質に汚された大地で安心して健康な生活を営むことは、到底不可能である。本当の安全・安心の生活とは、子どもたちが野山を駆けめぐり、自然豊かな大地で作られた作物を安心して食べられることにある。

しかし、実質的に原発行政を推し進めてきた加害者である国は何ら法律的、科学的根拠のない20 mSv論「ICRP基準」を楯に避難区域の解除を図ろうとしている。これは憲法25条、13条の原則からして認められないことであり、私たちの望みはわが故郷、わが大地を3・11以前に戻してもらうことであり、それ以外のなにものでもない。

そのためには、避難によって荒廃した農地を国の責任で整備・復元すると同時に、法で定められた1 mSv以内を目標数値として山から除染することしか選択の余地はない。

よって、避難区域の解除見直しと除染計画にあたっては、次の事項を遵守するよう強く要望する。

記

- 1 避難区域の解除及び見直しの設定については法で定められた1 mSvを基準とすること。
- 2 国による除染計画は、法で定められた限界値1 mSvを厳守し、山から除染すること。
- 3 避難によって荒廃した農地や用水路などは、国の責任で完全補修整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月30日

内閣総理大臣 野田佳彦 様
国土交通大臣 前田武志 様
経済産業大臣 枝野幸男 様
農林水産大臣 鹿野道彦 様
文部科学大臣 平野博文 様
財務大臣 安住 淳 様
原発事故の収束及び
再発防止担当大臣 細野豪志 様
復興大臣 平野達夫 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから発議第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 追加日程第7，発議第15号「東京電力福島第一原子力発電所事故被災者救済に関する意見書」を議題といたします。

局長朗読。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（新関善三君） 提出者の説明を求めます。

菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） 朗読をもって説明いたします。

東京電力福島第一原子力発電所事故被災者救済に関する意見書

東電福島第一原子力発電所の事故から1年が経過したが、事故収束の目途はまったくたっていない。原発事故が長期化するなか、16万人余の避難者はもとより福島県民すべてがこれまでの生活を破壊され、放射性物質による健康被害に怯え、子どもたちの将来を思い悩み苦しんでいる。

一方、政府、東京電力はステップ2の完了を発表し、原発事故の収束宣言をするなど、原発事故の現状を掩蔽し、早期に事故に伴う避難を解除し、補償・賠償の期間短縮を図ろうとしている。このような、政府、東京電力の方針を我々は到底受け入れることはできない。いまこそ、政府、東京電力はこの間の原発事故対策と被災者支援策を猛省し、被災者の心と地域の実情に沿った方針と対策を実施すべきである。

よって、本町議会は被災者の現状と地域経済の現況を踏まえ、政府及び東京電力に対し、以下の事項を早期に実行するよう強く要望する。

記

- 1 原発事故で喪失した土地、建物等財物の補償・賠償は、ダムの補償価格及び高速道路の買収価格を基準とし、非課税にすること。
- 2 精神的慰謝料は、1人当たり最低月35万円以上に引き上げ、被災者個人ごとに請求行為の有無にかかわらず支給すること。また、原子力損害賠償紛争審査会が指針を発表した、妊婦等が40万円、その他の者8万円の精神的慰謝料は、

継続して支給することを原則として大幅に引き上げること。

- 3 放射性物質により環境汚染された市町村に、固定資産税が適用されることは税制上矛盾するので、環境汚染が完全に解消するまでの期間、固定資産税の制度を廃止し、自治体の固定資産減収額を国において交付補填すること。
- 4 高速道路の無料化を、東京電力福島原子力発電所事故が完全収束するまで継続すること。
- 5 常磐自動車道の早期実現を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月30日

内閣総理大臣 野田佳彦 様
文部科学大臣 平野博文 様
総務大臣 川端達夫 様
財務大臣 安住 淳 様
国土交通大臣 前田武志 様
経済産業大臣 枝野幸男 様
農林水産大臣 鹿野道彦 様
原発事故の収束及び
再発防止担当大臣 細野豪志 様
復興大臣 平野達夫 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから発議第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 追加日程第8，議報告第2号「議員研修会等の報告について」、報告を受けます。

局長朗読。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（新関善三君） 総務文教常任委員長より報告願います。

8 番 菅野正彦君。

○8 番（菅野正彦君） 朗読をもって説明に代えさせていただきます。

予算・決算特別委員会調査研修報告書

このことについて、下記のとおり視察研修を行ったので報告する。

平成24年3月30日

総務文教常任委員会委員長 菅野正彦

記

1. 目 的 予算・決算特別委員会の目的・設置・運営方法等についての調査研修
2. 場 所 福島県岩瀬郡鏡石町
3. 日 時 平成24年2月17日（金）
4. 出席議員 15名
5. 研修内容

予算・決算特別委員会の設置に係る手続きや、特別委員会の運営方法等について説明を受け、研修を行った。

以上です。もう1件。

東京電力福島第一原子力発電所調査報告書

このことについて、下記のとおり調査を行ったので報告する。

平成24年3月30日

総務文教常任委員会委員長 菅野正彦

記

1. 目 的 東京電力福島第一原子力発電所の事故状況に関する調査
2. 場 所 福島県双葉郡大熊町、双葉町
3. 日 時 平成24年3月27日（火）
4. 出席議員 14名
5. 調査内容

東京電力福島第一原子力発電所の高橋所長から、原子炉の現状と今後の対策等について説明を受けた。

その後、発電所内にある免振重要棟を見学した後、東京電力が用意したバスに乗車し、原子炉建屋の破損状況等について視察を行った。

以上です。



◎閉議及び閉会の宣告

○議長（新関善三君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで本定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

会期23日間にわたり慎重に審議いただき誠にご苦労さまでした。心から御礼を申し上げます。

これをもちまして平成24年度第5回川俣町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後6時43分）

本定例会で決定した事件は、次のとおりである。

議報告第1号 例月出納検査の結果報告について

報告第1号 寄附採納報告

報告第2号 専決処分の報告について

(専決第1号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び
福島県市町村総合事務組合規約の変更について)

議案第4号 川俣町暴力団排除条例

議案第5号 川俣町介護保険条例の一部を改正する条例

議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議案第7号 川俣町福祉センター条例を廃止する条例

議案第8号 町道路線の認定について

議案第9号 川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例

議案第10号 川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例

議案第11号 平成23年度川俣町一般会計補正予算(第9号)

議案第12号 平成23年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第13号 平成23年度川俣町介護保険特別会計補正予算(第4号)

議案第14号 平成23年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

議案第15号 平成23年度川俣町水道事業会計補正予算(第4号)

議案第16号 平成24年度川俣町一般会計予算

議案第17号 平成24年度川俣町国民健康保険特別会計予算

議案第18号 平成24年度川俣町介護保険特別会計予算

議案第19号 平成24年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算

議案第20号 平成24年度川俣町水道事業会計予算

議案第21号 平成24年度川俣町簡易水道事業特別会計予算

議案第22号 平成24年度川俣町奨学資金特別会計予算

議案第23号 平成24年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算

議案第24号 平成24年度川俣町小島財産区特別会計予算

議案第25号 平成24年度川俣町飯坂財産区特別会計予算

議案第26号 平成24年度川俣町大綱木財産区特別会計予算

議案第27号 平成24年度川俣町小綱木財産区特別会計予算

議案第28号 平成24年度川俣町山木屋財産区特別会計予算

議案第29号 川俣町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第30号 動産の取得について(審議採決)

議案第31号 東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定
による被災者に対する平成24年度川俣町町税等の減免の特例に関する
条例(審議採決)

議案第32号 川俣町税条例の一部を改正する条例(審議採決)

- 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 発議第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
- 発議第 8 号 平成 24 年度川俣町各会計予算審査特別委員会設置に関する決議
- 発議第 10 号 福島県における脱原発の実現と住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める意見書
- 発議第 11 号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書
- 発議第 12 号 原発事故と福島県にかかわる特別法についての意見書
- 発議第 13 号 農林水産物の栽培・管理・流通を国が責任を持って管理することを求める意見書
- 発議第 14 号 東京電力福島第一原子力発電所事故による避難区域見直し及び除染に関する意見書
- 発議第 15 号 東京電力福島第一原子力発電所事故被災者救済に関する意見書
- 議報告第 2 号 議員研修会等の報告について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 新 関 善 三

同 署名議員 村 上 源 吉

同 署名議員 高 橋 道 弘